

自主防災会 防災計画（案）

1 目的

この計画は、自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって風水害、火災、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため【別紙1】のとおり防災組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

防災組織及び防災計画に関すること。

風水害、火災、地震その他の災害についての知識に関すること。

各家庭における防災上の留意事項に関すること。

家庭における住宅の耐震化、家具転倒防止、住宅用火災警報器に関すること。

家庭における食料・服薬等の備蓄に関すること。

災害発生後の72時間における活動の重要性、その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

座談会、講演会、映画会等の開催

パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日（9月1日）など防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

危険地域、区域等

地域の防災施設、設備

地域の災害履歴、災害に関する伝承

大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

小城市地域防災計画

座談会、講演会、研修会等の開催

災害記録の編さん

6 防災訓練

風水害等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

情報収集・伝達訓練

消火訓練

避難訓練

救出・救護訓練

給食・給水訓練

その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成するよう努めるものとする。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日（9月1日）等を実施する。

訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等消火資機材の整備状況

その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ・ 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、【別紙2】の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

風水害、火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

自主防災会会長は、市長が避難指示及び避難勧告を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めたときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導・避難場所

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を【別紙2】の小城市地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。ただし、避難場所に避難するまでもないときは、公民館を一時的・緊急的な退避施設として利用する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、小城市の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

避難所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等は計画的に備蓄し、定期点検を実施する。